

# 平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方へ

## 70歳の誕生月の翌月\*から医療費の 窓口負担が**2割**になります

(※ただし、各月1日が誕生日の方はその月から2割になります)

・70歳から74歳の方の窓口負担は法律上2割となっていますが、特例措置でこれまで1割負担とされてきました。平成26年度から、より公平な仕組みとするために2割負担に見直されることとなりました。

### 対象者

平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方  
(誕生日が昭和19年4月2日以降の方)

### 2割となる時期

70歳の誕生月の翌月(ただし、各月1日が誕生日の方はその月)から  
(例)平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、5月の診療から2割負担になります。

### ご注意

一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です

なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、70歳から2割負担となる方は、69歳までと比べて上限額が下がります。

# 平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方へ

## 平成26年4月以降も医療費の 窓口負担は**1割**のまま変わりません

(※平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える方は、3割から1割になります)

・平成26年4月以降も、引き続き特例措置の対象になります。

### 対象者

平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方  
(誕生日が昭和19年4月1日までの方)

### ご注意

一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です

なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、この上限額も変わりません。

(※平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える方は、69歳までと比べて上限額が下がります。)

・詳細は、大樹町役場町民課国保年金係へお問い合わせください。